

「光 10G 学生 e スポーツ応援プロジェクト Supported by NTT EAST」参加規約

第 1 条（目的）

本規約は、株式会社 NTTe-Sports（以下「当社」という。）が実施する「光 10G 学生 e スポーツ応援プロジェクト Supported by NTT EAST」（以下「本プロジェクト」という。）に関し、参加条件、本プロジェクトへの参加校（以下「参加校」という）の協力内容その他必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条（本規約の変更）

当社は、法令の規定に従い、本規約を変更することがある。当社は、前項の変更を行う場合は、本規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知するものとする。

第 3 条（プロジェクトの内容）

1. 当社は、参加校に対し、次の各号に定める支援を行うものとする。
 - (1) e スポーツに必要な通信環境（光回線・関連機器等）の貸与
 - (2) 通信環境の整備および運用支援
2. 参加校は、本プロジェクトへの参加条件として、本プロジェクトの目的達成ならびに当社および当社の親会社である NTT 東日本株式会社（以下「NTT 東日本」という）の e スポーツ業務の推進及び光回線の販売促進のために、以下の業務に合理的な範囲で協力するものとする。なお、以下の業務実施にあたり、参加校は、参加校の教員及び生徒に対して、取材協力やアンケート等への協力を依頼するものとする。ただし、当該協力は各本人の任意によるものとし、参加校は、特定の教員、生徒その他関係者による回答、出演、発言または情報提供を保証するものではない。
 - (1) 当社の参加校の活動内容の取材協力および記事制作協力、部活動等活動の環境に関する情報提供、参加校の生徒・教員への撮影を含むインタビュー
 - (2) 当社のメディア運営を通じた情報発信
 - (3) 当社が貸与した通信環境に関するヒアリングの協力
 - (4) 当社の貸与した通信環境の利用実態の調査およびレポート作成への協力
 - (5) 通信環境の改善要望を持つ生徒・教員への自宅での通信環境のアドバイス・回線提案
3. 本プロジェクトの活動期間は回線開通日から 1 年とする。なお、本条に定める参加校の協力は、当社が参加校に対して通信環境および機器を無償で貸与または利用さ

せることの対価としてではなく、本プロジェクトの目的達成に必要な参加条件および協力事項として定めるものである。参加校は、前項の協力を行うにあたり、授業その他学校運営に過度な支障が生じないように、当社と協議のうえ、実施時期、方法、対象者および範囲を調整できるものとする。

第4条（参加資格）

参加校は、次の各号に定める条件をすべて満たすものとする。

1. NTT 東日本が電気通信サービスを提供する地域（北海道、東北、関東、甲信越地域を含む東日本地域）に所在する教育機関であって、学校教育法に定める中等学校、高等学校、大学（短期大学、大学院を含む）、高等専門学校及び専修学校であること
2. e スポーツ活動を実施している参加校が公認する団体（以下、「公認団体」という）を有すること
3. 参加校が専修学校である場合は、e スポーツの学科を有すること
4. 公認団体の活動拠点とする部室等、または専修学校の場合においては e スポーツの学科の活動場所について、
5. 光回線の開通工事を行い、通信環境整備を行うことが可能であること、
6. 参加校及び公認団体が、本規約の内容に同意していること

第5条（参加申込および選定）

1. 本プロジェクトの参加希望者は、当社が指定する方法により応募するものとする。
2. 当社は、参加希望者の応募内容をもとに、当社所定の基準に従い、参加校を選定するものとし、選定結果を書面等で通知する。
3. 当社は、前項の選定結果に関し、参加希望者に対して、個別の選定のいかんにかかわらず、理由説明を行わないものとする。

第6条（提供条件）

1. 参加校は、当社が貸与する通信環境および機器を、本プロジェクトの目的の範囲内で使用するものとする。当社が参加校に貸与する通信環境、機器その他の物品に係る所有権その他一切の権利は、当社または当社に権利を許諾した第三者に留保され、参加校に移転しないものとする。
2. 当社は、参加校に当社の通信設備を設置するにあたって、参加校の回線状況を調査し、その結果に基づき、具体的な設備構成を決定するものとする。また、当社は当該設備構成に応じて、参加校に通信設備を貸与する。
3. 貸与内容、提供期間、仕様その他の条件は、運営上または技術上の必要に応じて、参加校と協議のうえ変更される場合があるものとする。参加校は、当社が貸与する通信環境および機器を善良な管理者の注意をもって管理し、当社の事前承諾なく、

移設、転貸、譲渡、改造、分解その他本来の用法を超える使用をしてはならない。
また、参加校の責めに帰すべき事由により当社に損害が発生した場合、参加校はその損害を賠償する。

4. 本プロジェクトの終了、解除その他当社が返還を求めた場合、参加校は、当社の指示に従い、貸与機器を速やかに返還し、または撤去に必要な協力を行うものとする。

第7条（費用）

1. 本プロジェクトにおいて当社が参加校に提供する基本的な通信環境および機器に関する費用は、当社が別途指定する範囲に限り、当社が負担するものとする。
2. 前項にかかわらず、次の各号に定める費用その他当社の負担対象外となる費用は、事前に参加校へ説明のうえ、参加校の負担とする。
 - (1) 校内設備の追加工事、既存設備の改修または原状回復に要する費用
 - (2) 特殊な設置環境、建物管理者等の承諾取得または追加調整に伴い発生する費用
 - (3) 参加校の都合により発生する変更、移設、撤去、再設定その他追加対応に要する費用

参加校は、本プロジェクトへの参加に関連して自己に発生した費用について、当社が事前に書面等により承諾した場合を除き、精算、立替金の払戻し、補償その他名目のいかなを問わず、当社に一切の請求ができないものとする。

第8条（知的財産・利用許諾）

1. 当社または当社の委託先が取材、撮影、編集または制作した文章、写真、映像、音声、記事、レポートその他一切のコンテンツに係る著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）その他の知的財産権は、当社または当社に権利を許諾した第三者に帰属するものとする。
2. 参加校は、当社に対し、本プロジェクトに関連して参加校が当社に提供し、または当社が取材、撮影もしくは制作の過程で取得した学校名、団体名、活動内容、画像、映像、音声、コメント、ロゴ、成果物その他の情報について、本プロジェクトの紹介、広報、事例紹介、調査報告その他本プロジェクトに関連する目的及びNTT東日本の電気通信事業の拡販の目的の範囲内で、無償で利用、複製、編集、加工、公表、配信、掲載および展示することを許諾し、これらについて自ら著作者人格権を行使せず、かつ、その著作者をして行使させないものとする。
3. 参加校は、教員・生徒その他関係者への取材、撮影、アンケートその他情報取得について、法令、学内規程その他必要な手続に従い、当社と協力して対応するものとする。未成年者を対象とする場合には、必要に応じて保護者その他法定代理人への説明または同意取得について当社と協議するものとする。
4. 参加校は、第2項の許諾に必要な権利処理、関係者の同意取得その他必要な手続に

ついて、当社と協力して対応するものとする。

5. 第2項にもとづき、参加校が提供する素材または情報に関する個人情報・肖像権等の権利処理については、参加校および当社が、各自の取得・利用態様に応じて法令に従い、相互に協力して対応するものとする。参加校から提供された素材または情報に起因して第三者との間で権利侵害、肖像、氏名、プライバシーその他の問題が生じた場合、参加校は、自己の責めに帰すべき事由に基づく範囲で責任を負うものとする。

第9条（データの取り扱い）

1. 当社は、本プロジェクトに関連して、次の各号に定める情報その他本プロジェクトの運営上必要な情報を取得し、利用できるものとする。
 - (1) 通信環境の利用状況、通信品質、障害発生状況その他通信環境利用に関する情報
 - (2) 活動実態、部室環境、利用目的その他参加校の活動に関する情報
 - (3) アンケート、ヒアリング、取材その他により取得した回答および意見
2. 当社は、第1項に基づき取得した情報を、本プロジェクトの運営、提供内容の改善、通信環境の分析、調査研究、事例紹介、広報、マーケティング、報告書作成、当社および NTT 東日本のサービス改善ならびに電気通信事業の販売促進その他これらに付随または関連する目的の範囲で利用できるものとする。また、当社は、NTT 東日本の電気通信事業の拡販の目的のために、取得した情報のうち個人情報に該当しない情報を NTT 東日本に提供し、NTT 東日本が利用できるものとする。
3. 当社は、取得した情報を、個人または参加校を特定できないよう統計化したうえで、第三者への提供、公開資料への掲載その他の方法により利用する場合があるものとする。
4. 参加校は、当社への情報提供にあたり、個人情報、第三者の秘密情報または第三者の権利に関わる情報が含まれる場合には、法令および学内規程に従い、必要な同意取得その他の手続について、当社と協力して対応するものとする。
5. 当社は、本プロジェクトの取材・アンケート等の過程で取得した個人情報を、本プロジェクトの運営、取材・アンケート対応、事例紹介、広報、報告書作成、当社および NTT 東日本のサービス改善ならびに電気通信事業の販売促進の目的で利用するものとする。当社が個人情報を第三者に提供する場合、当社は、法令に基づき本人の同意取得その他必要な手続を行うものとする。当社および参加校は、アンケート、ヒアリング、取材その他本プロジェクトに関連して情報を取得する場合、成績、家庭環境、健康状態その他本プロジェクトの目的に照らして必要性の乏しい情報または要配慮個人情報について、取得の必要性を慎重に判断し、法令上必要な手続を行うものとする。

第10条（秘密保持）

参加校は、本プロジェクトに関して当社から開示された情報のうち、相手方が秘密である旨を明示して開示した情報（以下「秘密情報」という。）を、相手方の事前の書面による承諾なく、本プロジェクト以外の目的に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。ただし、次の各号の一に該当する情報については、秘密情報から除外するものとする。

- （1）開示を受けた際、既に公知であった情報
- （2）開示を受けた後、自己の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
- （3）開示を受ける前から、適法に保有していた情報
- （4）適法な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- （5）秘密情報によることなく、独自に開発した情報

第11条（禁止事項）

参加校は、次の各号に定める行為を行ってはならない。

1. 当社が提供した通信環境を、本プロジェクトまたは公認団体の活動以外の目的で利用する行為
2. 法令または公序良俗に反する行為
3. 当社の権利または信用を毀損する行為

第12条（提供の中止・解除）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、原則として事前に参加校へ何らの催告を要せず、本プロジェクトの提供を中止し、または参加を解除できるものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

1. 参加校が本規約に違反した場合
2. 協力事項への対応が困難である場合
3. 技術的・運用上の理由により継続が困難な場合
4. 合併・分割等により参加校の地位の承継があった場合。
5. 支払停止、破産手続開始その他これらに類する倒産手続の申立てがあった場合
6. 解散を決議し、又は解散した場合
7. 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他の倒産手続開始の申立てがあった場合
8. その他財産状態が著しく悪化し、又はその信用状態が著しく悪化したと認められる場合
9. 参加校について、差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあった場合、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

10. その他本規約に基づく義務の履行に重大な影響を及ぼす事由、又は本規約を継続しがたい重大な事由が発生した場合

第13条（免責）

1. 当社は、通信環境、機器または本プロジェクトに関連して貸与される支援において、通信環境の設置、利用、中断、停止、変更、終了、不具合、障害その他本プロジェクトに起因または関連して参加校に損害が生じた場合であっても、責任を負わないものとする。
2. 当社が貸与する通信環境について、回線品質、通信速度、通信の安定性、機器の性能その他本プロジェクトに関連して提供される環境は、ベストエフォート型サービスまたは提供時点の条件に基づくものであり、当社は、特定の品質、性能、可用性、継続性または参加校の利用目的への適合性を保証しないものとする。
3. 当社は、天災地変、停電、通信事業者または機器提供元の事情、保守作業、法令または行政機関の要請、学校施設の事情その他当社の合理的な支配を超える事由により本プロジェクトの全部または一部を中断、変更または終了した場合、責任を負わないものとする。
4. 参加校が本規約に違反し、または参加校から提供された情報、素材、設備環境その他参加校の事情に起因して当社または第三者に損害、紛争、請求その他の負担が生じた場合、当社は一切の責任を負わないものとする。

第14条（本プロジェクトの中止）

1. 当社は、天災地変、法令または行政機関の要請、通信事業者または機器提供元の事情、技術上または運用上の理由、参加校における実施環境の変更その他本プロジェクトを継続的かつ安定的に実施することが著しく困難な場合は、参加校に対して事前に通知または協議したうえで、本プロジェクトの全部または一部を中止または終了することができるものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
2. 前項に基づき本プロジェクトが中止または終了した場合、当社による通信環境および機器の無償貸与または利用許諾は終了するものとし、参加校は、当社の指示に従い、貸与機器の返還、撤去その他必要な協力を行うものとする。この場合であっても、第7条に基づく利用許諾、第8条に基づく取得情報の利用、秘密保持、免責、損害賠償、準拠法および管轄に関する定めは、その性質上必要な範囲で有効に存続するものとする。

第15条（権利の譲渡の禁止）

本規約に基づく参加校の権利・義務は参加校のみに帰属するものであり、第三者に譲渡、承継、売買、又は質権の設定その他担保に供すること等をしてはならないものとする。

第 16 条（規約の変更）

当社は、必要に応じて本規約を変更できるものとし、変更後の内容は当社所定の方法により参加校に通知するものとする。

第 17 条（準拠法・管轄）

本規約の準拠法は日本法とし、本プロジェクトに関して生じる一切の紛争については、当社の所在地を管轄する東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。